

資料 2

令和 7 年 3 月 21 日（金）
第 6 回子育て支援推進委員会

特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取等について

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取

① 子育て支援推進委員会（地方版子ども・子育て会議）の役割

子育て支援推進委員会は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、以下の事務を行うこととされています。このことから、令和 7 年 7 月開園予定の保育施設の利用定員の設定について、子育て支援推進委員会における意見聴取をお願いするものです。

- 特定教育・保育施設（保育所、認定こども園等）、特定地域型保育事業（小規模保育事業等）の **利用定員を定めるにあたり、意見を述べる**こと。
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に際し、意見を述べる
- 市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

② 認可定員と利用定員

保育施設においては、保育室の面積や職員配置等、一定の基準に基づき、園全体の定員として認可される人数【認可定員】と認可定員の範囲内において、市が定める【利用定員】が設定されます。

③ 利用定員の設定

市では、保育施設からの申請に基づき、以下の点に留意して、認定区分（1 号・2 号・3 号）ごとに利用定員を定めることとなります。

- 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、原則として、認可定員を超えない範囲内において、利用状況を反映して設定する必要があること。
- 利用定員は、当該確認を受けた教育・保育施設（保育所、認定こども園等）又は地域型保育事業（小規模保育事業等）において、質の高い教育・保育が提供されるよう設定する必要があること。
- 市と申請者は意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での実利用人員や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定する必要があること。

1：令和 7 年 7 月 1 日における定員等の設定について

施設名称	施設類型	変更内容等	開設 予定日
① ユーカリしぜんのこ ほいくえん	保育所	新設園（増設）	令和 7 年 7 月 1 日

2：ユーカリしぜんのこほいくえんについて

【設置・運営者名】	山万総合サービス株式会社	【代表者職・氏名】	代表取締役 木戸 一郎																
【設置・運営者所在地】	千葉県佐倉市ユーカリが丘四丁目 1 番地 1																		
【施設名称】	ユーカリしぜんのこほいくえん																		
【施設所在地】 佐倉市青菅 1023 番 3 (志津北部区域)																			
【利用定員】	【ユーカリしぜんのこほいくえん】 2・3号定員：20名 <table><tr><td></td><td>0歳</td><td>1歳</td><td>2歳</td><td>3歳</td><td>4歳</td><td>5歳</td><td>合計</td></tr><tr><td>2・3号</td><td>5</td><td>6</td><td>6</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>20</td></tr></table>				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	2・3号	5	6	6	1	1	1	20
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計												
2・3号	5	6	6	1	1	1	20												
【設置年月日】	令和7年7月1日																		
【備考】																			